

# JAPAN TRAVEL INSURANCE



TOKYOKAIJOE

## ご利用ガイド

### 1.補償項目・保険金額

治療・移送費用担保特約(訪日外国人用) **1,000万円**

●本商品は、日本国内においてケガや病気をした場合の治療費用や患者の本国への移送費用等を補償する保険です。

### 2.保険の対象となる方の情報

お客様番号または契約証番号または被保険者証番号:00016090105  
 被保険者名:Test Inbound  
 補償期間:2016/09/01~2016/09/05  
 TOKIO OMOTENASHI アプリ用ID :1236456789  
 TOKIO OMOTENASHI アプリ用パスワード :123456789

※本お知らせに記載の「責任期間中」とは、「補償期間(保険期間)」内かつ「日本の入国手続を終了してから日本国からの出国手続を終了するまで」をいいます。

### 3.サービスのご利用方法

①下記へお電話にてご連絡ください。(東京海上日動海外総合サポートデスク)

言語	フリーダイヤル	一般電話
中国語	0120-977-850	03-6758-2444

※通話料金に関する事項 携帯電話等の電話機の種類・ホテル等によっては、フリーダイヤルが利用できない場合があります。また、利用可能であっても通話料が発生することや、サービス料が生じる等、お客様のご負担となる費用が発生する場合がありますので、予めご了承ください。

②以下の事項をオペレーターにお伝えください。

- お客様番号または契約証番号または被保険者証番号 ●お名前 ●連絡先と電話番号
- 事故の内容、ケガの状態、病気の症状等 ●その他、スタッフが願ひする情報

### 4.ご提供するサービス

サービスの項目	サービスの概要	ご注意事項
キャッシュレス・メディカル・サービス	・お客様のケガや病気の症状に応じた病院をご紹介します。 ・治療費や薬代を弊社が病院や薬局に直接お支払いします。	・事前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡いただく必要があります。 ・病院や薬局の了解が得られない場合、ご利用いただくことができません。 ・ご契約の海外旅行保険のお支払い対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供できません。
電話等による通訳	・英語・中国語・韓国語による通訳サービス付きで受診*1も可能です。(レストランやホテル等でも利用できます。) ・東京海上日動が提携するサービス提供会社が電話またはテレビ電話による三者間通話の通訳サービスを提供します。 *1ご契約の海外旅行保険のお支払い対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供できません。	・医療機関等の都合により、通訳を提供できない場合もあります。
ケガ人・病人等の移送	・ケガ人や病人等を本国の病院やご自宅まで移送します。	・ご契約の海外旅行保険のお支払い対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供できません。
トラベルプロテクト	・「パスポート・クレジットカード紛失、盗難時のサポート」「空港・ホテル間の送迎予約、手配」「海外のご家族へのメッセージの伝達」「旅行関連の安全情報の提供」に関するサービスを提供します。	・予約・手配にかかわる手数料は無料ですが、送迎代等の実費はお客様のご負担となります。
TOKIO OMOTENASHI アプリ*2	・「Wi-Fiサービス」「翻訳」等の便利な機能をご利用いただけるスマートフォンアプリです。	・「Wi-Fiサービス」「翻訳」は、利用開始日から7日間ご利用いただけます。また、スマートフォンの機種によっては、ご利用できない場合があります。

※サービスは予告なく変更されることがあります。

※サービス提供までに時間がかかることやサービス提供できないことがあります。

### 5.TOKIO OMOTENASHIアプリのご利用方法 (上記2にTOKIO OMOTENASHI アプリ用ID・パスワードの表示がある場合のみ利用可能です。)

アプリをダウンロード・設定

利用開始



## ■ご利用にあたってのご注意



TOKYOKAIJOE

### a. サービスをお断りする場合

●ご契約の海外旅行保険のお支払対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービス\*1の提供はできません。サービス\*1の提供ができない主な場合は次のとおりです。

- ・「持病」等、責任期間中より前にその原因が発生している疾病
- ・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病の治療
- ・被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ(責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、責任期間中に死亡された場合の遺体の移送は、サービス提供の対象となります。)

●治療費用、移送費用等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、サービスの提供はできません。

●お客様へのサービス提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

### b. サービス適用除外地域について

山岳部、離島等、都市部から遠く離れた地域であるために通信、交通手段が確保されていない場合にはサービスの提供をお断りすることがありますので予めご了承ください。

### c. サービス開始までの所要時間について

受付時間、ご旅行地域によりましては通信・交通機関の混み具合等によりサービスを開始するまでに相当の時間または日数を要する場合がありますので予めご了承ください。また、医療機関においては、待ち時間が長くなる場合があります。

### d. 医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について

手配させていただいた医療機関の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては弊社は一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

### e. お客様の自己負担

●治療費用、移送費用等がご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、その超過部分はおお客様の自己負担となります。

●サービス\*1をご利用いただいた後にご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はおお客様の自己負担となります。

\*1 キャッシュレス・メディカル・サービス、医療機関受診時の医療通訳、ケガ人・病人等の移送をいいます。

## ■処方薬購入費等、費用を立て替えられている場合

以下のメールアドレスに必要事項をご連絡ください。

### a. メールアドレス

[overseastravel-claims@tmnf.jp](mailto:overseastravel-claims@tmnf.jp)

### b. 必要事項

- (1) お客様番号または契約証番号または被保険者証番号 (2) 被保険者のお名前(フルネーム)  
 (3) ご住所(国名含む)・電話番号(国番号含む) (4) ケガをした日・病気の場合は初診日  
 (5) 事故の内容、ケガの状態、病気の症状 (6) 立替費用の内容、金額

●お支払いの対象とならない主な場合は、以下のとおりです。

- ・ご契約者・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・責任期間外に発生したケガまたは発病した病気
- ・上記「a. サービスをお断りする場合」に記載の事項

等

### ※ご注意事項

・保険金のお支払いは、原則お客様ご指定の銀行口座へのお振込みとなり、現金でのお支払いは致しかねますので、予めご了承ください。

・弊社からのご連絡は、お客様のお住まいの地域を担当しておりますクレームエージェントよりメールまたはお電話にて差し上げます。

・ご請求のご連絡をいただいた際は、弊社からのご連絡に2～3営業日ほどお時間を頂戴いたします。なお、お客様のお住まいの地域および日本の休日・祝祭日によっては、さらに日数がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

## ■保険金請求に必要な書類(主なもの)

必要書類(原本)	保険金		治療費用	移送費用等
	傷害	疾病		
海外旅行保険保険金請求書*1	○	○	○	○
事故証明書または目撃者の証明	○			○
医師の診断書*2	○	○		○
8日以上*3の入院を証明する書類				○
治療費用、移送費用等の領収書・精算書	○	○		○
その他の関係書類	詳しくは弊社よりご案内させていただきます。			

### ※ご注意

\*1 保険金ご請求のご連絡を頂いた際に、弊社よりお送りします。

\*2 保険金請求額が10万円を超える場合は、原則、病院から発行された診断書\*4をご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので予めご了承ください。

\*3 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

\*4 責任期間中に発病した疾病について、責任期間中に治療を開始したことを確認できるもの。